

第3章 区域の指定等

第1節 要措置区域

第6条 要措置区域の指定等

第6条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当する
と認める場合¹には、当該土地の区域²を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）³を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果⁴、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準⁵に適合しないこと。
 - 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準⁶に該当すること。
- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところ⁷により、その旨を公示しなければならない⁸。
- 3 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる⁹。
- 4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第1項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について

て同項の指定の事由がなくなったと認めるとき¹⁰は、当該要措置区域の全部又は一部について¹¹同項の指定を解除するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の解除について準用する。

＜政 令＞

(要措置区域の指定に係る基準)

第5条 法第6条第1項第2号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第3条第1号イの環境省令で定める基準¹に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件²に該当すること。

ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第3条第1号ハの環境省令で定める基準³に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地⁴であること。

二 法第7条第4項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置⁵が講じられていないこと。

趣 旨

土壤汚染状況調査が行われた結果、土壤中に一定の基準（汚染状態に関する基準）を超える特定有害物質が検出された土地については、汚染の拡散を防止するための土地の形質の変更の規制を行うことが必要です。一方、基準を超える特定有害物質が検出されたとしても、健康被害が生じ、又は生ずるおそれ（以下「健康被害が生ずるおそれ」

といいます。)がないのであれば、健康被害を防止するための汚染の除去等の措置を行わせるまでの必要はありません。

このため、汚染状態に関する基準と健康被害が生ずるおそれに関する基準の2つを設けて、前者の基準に適合せず(すなわち汚染がある)、かつ、後者の基準に該当する(すなわち健康被害のおそれがある)場合には、要措置区域に指定して、土地の形質の変更を規制するとともに、汚染の除去等の措置を講ずる必要があることとしています。そして、前者の基準に適合しない(すなわち汚染がある)ものの、後者の基準には該当しない(すなわち健康被害のおそれがない)場合には、形質変更時要届出区域に指定して、土地の形質の変更のみを規制することとしています。

なお、制定当時の法では、現行規定とは異なり、区域制度は「指定区域」の一種類のみでした。汚染状態に関する基準に適合しなければ指定区域に指定され、指定区域内の土地に健康被害のおそれがある場合には汚染の除去等の措置を命ずるという仕組みになっていました。この制定当時の仕組みでは、本来は汚染の除去等の措置が必要でない土地についても、自主的に汚染の除去等の措置を行う例が見られ、汚染土壤の除去等によって汚染の拡散を引き起こし、かえって環境負荷を生じさせることなどが懸念されました。このため、平成21年の法改正によって、あらかじめ、汚染の除去等が必要か必要でないかを、区域制度を2種類に分けることで明らかにしたものです。

【第1項・第2項】

本条では、都道府県知事が、汚染状態に関する基準に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれがある場合は当該土地の区域を要措置区域として指定し、指定されたことを広く周知するため公示することとするものです。

要措置区域に指定された土地は、汚染の除去等の措置（法7）、土地の形質の変更の原則禁止（法9）、台帳の作成（法15）等の対象となります。

【第3項】

要措置区域の指定により、汚染の除去等の措置を行うこととなることから、その効力が発生する時点を明確にするため、要措置区域の指定は、公示によってその効力を生ずることとするものです。

【第4項・第5項】

要措置区域において汚染の除去等の措置が行われたことにより、本条1項の指定の基準を満たさなくなった場合には、要措置区域の指定の事由はなくなることから、要措置区域の指定を解除することとするものです。要措置区域の解除は、指定と同様に公示によってその効力が生ずることとなります。

なお、要措置区域において汚染の除去等の措置が実施された場合であっても、それが土壌汚染の除去（掘削除去、原位置浄化）以外の措置（封じ込め、盛土、舗装等）である場合は、措置によって健康被害のおそれはなくなったとしても、その土地に基準を超える特定有害物質が存在していることに変わりありません。このような場合には、要措置区域としての指定は解除されても、法11条に基づいて改めて形質変更時要届出区域に指定されることとなります。形質変更時要届出区域については法11条を参照してください。

ポイント

【第1項】

- ① 「次の各号のいずれにも該当すると認める場合」
区域の指定要件には、以下の2つがあります。

① 土壤汚染状況調査の結果、土地の汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと（法6Ⅰ①）

② 土壤の汚染により、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること（法6Ⅰ②）

本条の要措置区域は、土地がこの2つの要件の両方に該当すると都道府県知事が認める場合に指定するものです。

② 「当該土地の区域」

土壤汚染状況調査の結果、基準を超過する汚染があると評価された区域を指します。したがって、区域の指定は、土壤汚染状況調査を行った土地の全域ではなく、そのうち汚染があると評価された部分に限定して行われることとなります。

なお、一の土壤汚染状況調査が行われた調査対象地であるにもかかわらず、土壤汚染が飛び地的に分断されて判明した場合には、相互に隔絶した形で複数の区域を指定することもあり得ます。この場合、外的には複数の区域が存在することになりますが、指定のための行政処分や法15条の台帳の調製については、まとめて1つの区域として取り扱って差し支えないものとしています。

③ 「当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）」

「汚染の除去」とは、汚染土壤を掘削して取り除くか、汚染土壤中の特定有害物質を取り除くことにより、その土地に基準を超過する土壤汚染がない状態にすることを指します。

「汚染の拡散の防止その他の措置」とは、汚染土壤に含まれる特定有害物質の人による摂取を防止するための措置のうち、「土壤汚染の除去」に当たらないものを指します。すなわち、土壤中に基準を超過

する汚染土壌を残したまま（なお、不溶化により基準に適合している場合も含みます。）、摂取の経路を遮断する方法が該当します。具体的には、立入禁止、舗装、不溶化、封じ込め等です。なお、六価クロムについては、これを三価クロムに還元する方法による措置も考えられ、これは「不溶化」に該当することから、当該措置を実施した場合には、要措置区域の指定を解除するとともに、形質変更時要届出区域に指定することが妥当です。

「汚染の除去」と「汚染の拡散の防止その他の措置」には以上のような違いがあり、「汚染の除去等の措置」とは、「汚染の除去」の他、「汚染の拡散の防止その他の措置」を含みます。様々な規定で「汚染の除去」と「汚染の除去等」の使い分けをしていることに注意が必要です。

④ 「土壤汚染状況調査の結果」

法2条2項により、「土壤汚染状況調査」とは法3条1項及び8項、4条2項及び3項本文並びに5条の調査をいうことから、区域の指定は、これらの調査の結果によって行われるとの意です。

なお、法14条では、自主的な調査の結果であっても、汚染があると考えるときは、都道府県知事は、土地の所有者等の申請に基づき、当該調査が公正に、かつ、土壤汚染状況調査と同じ方法により行われたものであると認めるときは、当該調査が行われた土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」といいます。）として指定することができると定めています（法14Ⅰ・Ⅲ）。この場合にあっては、当該申請に係る調査は「土壤汚染状況調査」とみなすこととされており、本条の適用に支障が生じないようになっています（法14条のポイント⑪参照）。

⑤ 「環境省令で定める基準」

汚染状態に関する基準として定められているこの基準には、土壤か

ら溶け出した特定有害物質を含む地下水等を口にすることによるリスク（地下水等経由の摂取リスク）の観点から土壤溶出量基準が、特定有害物質を含む土壤を直接口にすることによるリスク（直接摂取リスク）の観点から土壤含有量基準が定められています。なお、その測定方法は環境省告示において定められていますが、「含有量」については、土壤に含まれる特定有害物質の全量を測定するのではなく、一定の濃度の塩酸等により抽出された量を測定することとされています。

基準の具体的な数値は、次のとおりです（土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）参照）。

	特定有害物質	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/L以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
重金属等	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
	シアノ化合物	検出されないこと	(遊離シアノ) 50mg/kg以下
	水銀及びその化合物	(総水銀) 0.0005mg/L以下 (アルキル水銀) 検出されないこと	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
	ふつ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
農薬等	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
	シマジン	0.003mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
	チウラム	0.006mg/L以下	
	PCB	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

土壤溶出量基準は26の特定有害物質の全てについて、土壤含有量基準は第二種特定有害物質(重金属等)の9物質に限り定められています。なお、土壤溶出量基準は、現行の土壤環境基準のうち溶出量に係るものと同じ数値となっています。1種類以上の特定有害物質について、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準のどちらかを超過する土壤汚染がある土地が区域指定されます。

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）及び第三種特定有害物質（農薬等）について土壤含有量基準を定めない理由は、それらの物質には土壤中で下層に移動しやすく、分解されやすい性質があり、一般には表層土壤中に高濃度の状態のままで長期間蓄積することはないとされ、汚染土壤の直接摂取による健康被害のおそれはないと考えられるためです。

⑥ 「政令で定める基準」

健康被害が生ずるおそれに関する基準として定められているこの基準の内容は、令5条の条文及びその解説のとおりですが、まとめると、汚染土壤に対する人の暴露の可能性がある土地となります（令5①）。また、既に汚染の除去等の措置が講じられている土地については、要措置区域の指定の対象となりません（令5②）。

「汚染土壤に対する人の暴露の可能性がある」「既に汚染の除去等の措置が講じられている土地」の内容についても、正確には令5条の条文及びその解説のとおりですが、まとめると以下のようになります。

(1) 汚染土壤に対する人の暴露の可能性があること

「汚染土壤に対する人の暴露の可能性がある」の判断基準は、土壤汚染の種類（地下水の飲用等による摂取の観点からのものか、汚染土壤の直接摂取の観点からのものか）によって異なります。

ア 地下水の飲用等による摂取の観点

地下水の飲用等による摂取の観点から「汚染土壤に対する人の

「暴露の可能性がある」場合とは、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある場合です。

「周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある」の考え方については、法5条のポイント■と同様です。

イ 汚染土壤の直接摂取の観点

汚染土壤の直接摂取の観点から「汚染土壤に対する人の暴露の可能性がある」場合とは、その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっていることです。具体的には、関係者以外の者の立入りを制限している工場等の敷地や、物理的に人が立ち入ることができない土地以外の全ての土地が該当します。

(2) 既に汚染の除去等の措置が講じられている土地について

法7条4項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられている土地は、要措置区域の指定の対象となりません。例えば、地面が適切に舗装又は盛土されている土地は、汚染土壤の直接摂取の観点からは要措置区域の指定の対象となりません。

「汚染の除去等の措置が講じられている土地」とは、法5条の調査命令の場合とは異なって、都道府県知事が要措置区域に指定しようとする時点で、措置が完了していることを要します。

<令5条>

令5条は、要措置区域の指定の対象となる土地は、同条1号のイ・ロのいずれかに該当し、かつ、同条2号にも該当するものとする旨を規定しています。同条1号イ・ロの具体的な内容は下記のとおりです。

イ：土壤溶出量基準に適合しない土地にあっては周辺の地下水が飲用に利用されている等の状態にあること

ロ：土壤含有量基準に適合しない土地にあってはその土地に一般の人々が立ち入ることができること

[1] 「第3条第1号イの環境省令で定める基準」

令3条1号イの環境省令では、土壤溶出量基準（則31 I・別表4）としています（則28 I）。

令5条1号イは地下水の飲用等による摂取に着目した要件であるため、土壤溶出量基準を超過する場合に適用することとしたものです。

[2] 「同号イの環境省令で定める要件」

令3条のポイント⑥と同様です。

[3] 「第3条第1号ハの環境省令で定める基準」

令3条1号ハの環境省令では、土壤含有量基準（則31 II・別表5）としています（則28 II）。

令5条1号口は汚染土壤の直接摂取に着目した要件であるため、土壤含有量基準を超過する場合に適用することとしたものです。

[4] 「人が立ち入ることができる土地」

令3条のポイント⑨⑩を参照してください。

[5] 「法第7条第4項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置」

令3条のポイント⑪と同様です。

【第2項】**7 「環境省令で定めるところ」**

公示は、指定をする旨、指定した要措置区域、基準に適合していな

い特定有害物質の種類、講すべき指示措置を明示して、都道府県又は市の公報に掲載して行うこととしています（則32）。指定した区域の明示については、地番、平面図等により行うこととしています。なお、一の地番の土地の一部を指定する場合には、「…の地番の一部」と記載し、又は平面図を用いて明示することとなります。

⑧ 「公示しなければならない」

都道府県知事は、土壤汚染状況調査により基準に適合しない土壤汚染が判明した土地は、必ず区域指定を行って公示しなければなりません。

例えば、要措置区域の公示の前に既に汚染の除去を完了している場合であっても、土壤汚染状況調査で土壤汚染が発見された場合の手続の一貫性を保つ必要があるため、要措置区域に指定し、公示し、要措置区域の台帳に記載する必要があります。なお、その場合には、指定の直後又は同時に指定を解除する手續をとることとなります。

【第3項】

⑨ 「公示によってその効力を生ずる」

要措置区域の指定の効果は、その区域の土地について、台帳に記載されること、法7条の汚染除去等計画の提出等の指示をされること、土地の形質の変更が原則禁止とされること等です。これらは、要措置区域の指定が公示された時点から効力が生じることとなります。

【第4項】

⑩ 「汚染の除去等の措置により……指定の事由がなくなったと認めるとき」

「汚染の除去等の措置」については、本条のポイント③を参照して

ください。

「汚染の除去等の措置」によって、本条のポイント①の要措置区域の指定要件のいずれかに該当しないこととなれば、要措置区域の指定は解除されます。

なお、汚染土壤を封じ込めたり、汚染土壤の上部を盛土や舗装により覆ったり、薬剤の注入等により特定有害物質が地下水に溶けにくくしたり（不溶化）するなどの、土壤に汚染を残したまま、人による摂取を防止する措置を行った場合は、健康被害のおそれはないことから要措置区域としての指定は解除されますが、形質変更時要届出区域の指定要件には該当するため、形質変更時要届出区域の指定を受けることとなります（法11条を参照してください。）。

また、指定の解除は、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地については、当該省略した調査の過程を改めて実施し、試料採取等を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について汚染の除去等の措置を行う必要があります。なお、試料採取等を行って土壤汚染があることが判明した範囲については、再度の調査を行って土壤汚染がなかったとしても、土壤汚染があるというものの調査結果を否定できないため、原則どおり汚染の除去等の措置を行うまでは指定を解除しないこととしています。

① 「当該要措置区域の全部又は一部について」

要措置区域の一部において汚染の除去等の措置が行われた場合には、その一部に限り要措置区域の指定が解除されます。

第4章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第1節 汚染土壤の搬出時の措置

第16条 汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令

第16条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く①。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）②は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに③、環境省令で定めるところ④により、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし⑤、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するため当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- 二 当該汚染土壤の体積
- 三 当該汚染土壤の運搬の方法

- 四 当該汚染土壤を運搬する者の氏名又は名称
- 五 当該汚染土壤を処理する場合にあっては、当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称
- 六 当該汚染土壤を処理する場合にあっては、当該汚染土壤を処理する施設の所在地
- 七 当該汚染土壤を第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
- 八 当該汚染土壤を第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
- 九 当該汚染土壤の搬出の着手予定日
- 十 その他環境省令で定める事項⑥
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに⑦、環境省令で定めるところ⑧により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壤を搬出した日⑨から起算して14日以内に、環境省令で定めるところ⑩により、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の届出があった場合において⑪、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる⑫。
- 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壤の運搬に關

する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

- 二 第18条第1項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第22条第1項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合¹³ 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

[罰則] 第1項又は第2項の届出懈怠・虚偽届出
 …3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 第3項の届出懈怠・虚偽届出
 …20万円以下の過料
 第4項の命令違反
 …1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

趣旨

【第1項・第2項・第4項】

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出することは、汚染の拡散をもたらす可能性があります。このため、本条1項において、要措置区域等外へ搬出しようとする者に都道府県知事への届出を義務づけるとともに、同条4項において、その搬出に係る計画が汚染土壌の運搬に関する基準(法17条を参照してください。)又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務(法18条を参照してください。)に違反している場合には、都道府県知事がその是正を命ずることができることとするものです。

なお、本条は法12条と似た仕組みとなっていますが、本条では、法12条のように区域が指定された際既に着手されていた行為について事後届出を義務づける規定(法12Ⅱ)がない点、また、事前届出の事項を変更しようとするときに事前に変更の届出を義務づける規定(法16Ⅱ)がある点が異なっています。

【第3項】

非常災害のために必要な応急措置として行う搬出については一定の期日を要する届出手続を探るいとまがないため、本条1項の届出は要しないこととしています。

しかし、非常災害のために必要な応急措置として行う搬出であっても、要措置区域等内の汚染土壌を搬出する以上は、汚染の拡散をもたらす可能性があることから、応急措置としての行為が行われた後に、都道府県知事への届出を義務づけるものです。

この場合、届出を受けた都道府県知事は、本条4項の命令を行うことはできませんが、法18条2項に基づき、応急措置として汚染土壌を搬出した者にも、汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託する義務が課せられます。

ポイント

【第1項】

- 「特定有害物質による汚染状態が・・・基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く」

要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の汚染状態が基準に適合すると認められるものであれば、その汚染土壌をあえて本法の規制対象とする必要はありません。このため、搬出しようとする汚染土壌の汚染状態の調査方法及び法の対象から外すための認定手続を定めたものです（以下この仕組みのことを「認定調査」といいます。）。なお、認定調査は、汚染土壌の要措置区域等外への搬出時に必ず実施しなければいけないものではなく、本法の規制を受けないようにするために任意に講じられる例外的な措置です。

具体的な調査方法及び認定手続の概要は、以下のとおりです。

(1) 調査方法

調査方法には、掘削前調査と掘削後調査の2つの方法があります

(則59)。

調査の方法については、掘削前調査と掘削後調査のいずれの調査においても、調査実施者が行う土壤の掘削の対象となる土地について、土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、試料採取等の対象となる特定有害物質の種類（原則として指定に係る特定有害物質の種類）を特定した上で、掘削前調査にあっては土壤汚染状況調査で用いた単位区画（100又は900m²単位ごと）を、掘削後調査にあっては掘削して区分された土壤（100又は900m³単位ごと）を試料採取等の単位として、それぞれ定められた方法により土壤の試料採取等を行うこととしています。試料採取等の対象とする特定有害物質の種類の特定に関する規定など、調査方法の詳細は規則59条の2と規則59条の3を参照してください。

（2）認定の申請

都道府県知事の認定を受けようとする者は、要措置区域等の所在地、認定調査の方法の種類、認定調査の結果、指定調査機関の氏名等を記載した申請書を提出することとしています（則60）。

② 「搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）」

「搬出」とは、汚染土壤を人為的に移動することにより、要措置区域等の境界線を越えることをいいます。

「搬出しようとする者（その…を除く。）」とは、搬出に関する計画の内容を決定する者のことです。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為を行う開発業者の関係では開発業者が、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的には発注者がこれに該当すると考えられます。

③ 「14日前までに」

届出を受理した都道府県知事は、その届出に係る搬出により汚染の拡散が生じるおそれがないかどうかをチェックし、必要があればその搬出が着手される前に本条4項の是正命令を行う必要があります。したがって、これらの手続に必要な期間として、届出の期限を土地の形質の変更に着手する日の14日前までとしたものです。

④ 「環境省令で定めるところ」

環境省令では、所定の様式による届出書を提出して行うこと、要措置区域等の図面、搬出に係る使用予定の管理票の写し、運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類、保管の用に供する施設の構造を記した書類等を添付しなければならないことを定めています。なお、上記のほか、汚染土壌を処理する場合、法18条1項2号の土地の形質の変更に使用する場合又は法18条1項3号の土地の形質の変更に使用する場合のそれぞれについて、添付しなければならない書類等を定めています（則61）。

⑤ 「ただし」

以下の2つの場合については、本条1項の届出は不要とするものです。

- ① 非常災害のために必要な応急措置として搬出を行う場合
- ② 汚染土壌を試験研究の用に供するために搬出を行う場合

①の場合では事前に届出をするいとまがないこと、②の場合では一般的に搬出する汚染土壌の量が少ないとから、事前の届出を要しないこととしたものです。

⑥ 「環境省令で定める事項」

環境省令では、要措置区域等又は自然由来等形質変更時要届出区域の所在地、汚染土壌の搬出、運搬及び処理又は土地の形質の変更の完了予定日、運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名等及び保管施設の所在地並びに所有者の氏名を定めています（則62）。

【第2項】

- 7 「14日前までに」
ポイント③と同様です。

8 「環境省令で定めるところ」

環境省令では、所定の様式による届出書を提出して行うこと、本条1項の届出の添付書類及び図面（ポイント④を参照してください。）を添付しなければならないこと（変更がない書類又は図面については省略できます。）を定めています（則63）。

【第3項】

- 9 「汚染土壤を搬出した日」
「汚染土壤を搬出した日」とは、搬出の完了日を指します。

10 「環境省令で定めるところ」

環境省令では、所定の様式による届出書を提出して行うこと、搬出先の場所の状況を示す図面及び写真、搬出に係る使用予定の管理票の写し、運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類、保管施設の構造を記した書類等を添付しなければならないこと等を定めています。なお、本条1項と同様に、汚染土壤を処理する場合、法18条1項2号の土地の形質の変更に使用する場合又は法18条1項3号の土地の形質の変更に使用する場合のそれぞれについて、記載事項や添付しなければならない書類等を定めています（則64）。

【第4項】

- 11 「第1項又は第2項の届出があった場合において」
本条4項の是正命令は、本条1項又は2項の届出がされた場合のみ行

われ、本条3項の届出がされた場合には行われません。これは、本条3項の届出は、搬出が完了した後に行われるため、事前の是正命令という手続になじまないためです。

12 「各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる」

届出書に定めるとおりに搬出を行わないことについては、これを直接に禁止する規定はありませんが、届出書に定めるとおりに搬出が行われないことをもって、本条1項又は2項の虚偽の届出になりうること及び本条4項の是正命令の対象になりうることと解されるものです。

13 「汚染土壤の処理を第22条第1項の許可を受けた者に委託しない場合」

汚染土壤の汚染土壤処理業者への委託義務は法18条に規定されるものです。例えば、この委託義務には、一定の要件に該当する形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を他の同様な形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に使用するために搬出を行う場合が、例外として定められています（法18条を参照してください。）が、この場合に該当するものとして本条1項の届出が出されたものの、実際には要件を満たさず搬出ができないという場合には、法18条の例外には当たらぬとして、本条4項2号に基づき汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託することを命ずることが考えられます。

第2節 汚染土壤処理業

第22条 汚染土壤処理業

第22条 汚染土壤の処理（当該要措置区域等内における処理を除く^①。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところ^②により、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壤処理施設」という。）ごとに^③、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところ^④により、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壤処理施設の設置の場所

三 汚染土壤処理施設の種類、構造及び処理能力

四 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項^⑤

3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない^⑥。

一 汚染土壤処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、

かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準⁷に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった⁸日から2年を経過しない者

ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者⁹でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人¹⁰のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者¹¹

4 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う¹²。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準¹³に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない¹⁴。

- 8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところ¹⁵により、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項¹⁶を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者¹⁷の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。
- 9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

[罰則] 第1項の無許可営業・許可の不正取得

…1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第7項の汚染土壌の処理の再委託禁止の違反

…3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

第8項の記録不備・虚偽記録

…30万円以下の罰金

趣 旨

本条は、要措置区域等外へ搬出された汚染土壌の処理を業として行う者は、都道府県知事の許可を受けなければいけないこととするものです。

ポイント**【第1項】****① 「要措置区域等内における処理を除く」**

土壤汚染地の現場で処理する場合は許可の対象とはしないこととするものです。これは、法7条に基づく汚染の除去等の措置において、掘削した汚染土壌について、要措置区域内に設置した施設において浄化、不溶化等を行い、埋め戻すことがあるためです。

② 「環境省令で定めるところ」

処理業省令に定める内容のことをいい、以下のポイントを参照してください。

③ 「汚染土壌の処理の事業の用に供する施設ごとに」

汚染土壌処理業の許可は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」といいます。）ごとに、管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととしています。

ここでいう汚染土壌処理施設とは、汚染土壌の処理を行う事業場の敷地内に設置される汚染土壌の処理の用に供する施設の総体をいい、汚染の除去等を行うプラント本体だけでなく、汚染土壌の受入設備や保管設備、污水や大気有害物質の処理設備、事業場内において汚染土壌が移動する通路等が含まれます。ただし、浄化等処理施設において浄化等済土壌であることが確認されたものやセメント製造施設におけるセメント製品の保管場所は含まれません。

なお、処理業省令1条5号の自然由来等土壌利用施設にあっては、自然由来等土壌を受け入れる部分（自然由来等土壌構造物利用施設の場合にあっては土木構造物の盛土材等の部分、自然由来等土壌海面埋立施設の場合にあっては埋め立てる部分）に加え、自然由来等土壌の受

入設備や保管設備等が、汚染土壌処理施設に該当することとなります。

【第2項】

④ 「環境省令で定めるところ」

環境省令では、様式による申請書を提出して行うものとし、申請書には、事業経営計画の概要を記載した書類、汚染土壌処理施設の配置を示す図面、汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図等、埋立処理施設又は自然由来等土壤利用施設にあっては周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面、汚染土壌の処理工程図、汚染土壌処理施設の所有権を有することを証する書類、事業を行うに足る技術的能力を説明する書類、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、直前3年の貸借対照表、定款及び登記事項証明書、欠格要件に該当しないことを誓約する書類等を添付しなければならないことを定めています（処理業省令2）。

⑤ 「環境省令で定める事項」

環境省令では、汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地、他に許可を受けている場合にあっては許可をした都道府県知事及び許可番号、汚染土壌の処理方法、汚染土壌の保管設備を設ける場合は保管設備の場所及び容量等を定めています（処理業省令3）。

【第3項】

⑥ 「許可をしてはならない」

基準に適合しない場合には許可しないとの意であり、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものです。

7 「環境省令で定める基準」

環境省令では、汚染土壌処理施設に関する基準、申請者の能力に関する基準を定めています。詳細は処理業省令4条を参照してください。

8 「違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった」

「違反し」かつ「刑に処せられ」かつ「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる」との意です。

なお、刑の執行猶予を受けて猶予期間を経過した場合には、その刑は効力を失うため、「刑に処せられ」に該当しなくなり、その後2年を経過しなくとも許可を受けられることとなります。

9 「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」

以下の者以外の未成年者をいいます。

- ① 親権者又は後見人から営業を許可された者
- ② 婚姻により成年に達したものとみなされる者

10 「政令で定める使用人」

政令では、申請者の使用人で、以下のものの代表者であるものと定めています（令6）。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

11 「暴力団員等がその事業活動を支配する者」

典型的には、暴力団員が自己又は他人の名義で多額の出資をし、こ

れを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている法人のほか、例えば、融資関係、人的派遣関係、株式所有関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものが含まれます。

【第4項】

12 「その期間の経過によって、その効力を失う」

許可は、更新しない限り、5年が経過すると失効します。この5年の間に、法23条4項によって事業を休止していたとしても、休止期間中も含めて5年となります。

【第6項】

13 「環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準」

環境省令では、以下のとおり定めています（処理業省令5）。

- ① 特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 特定有害物質の飛散等が生じたときは処理施設の運転を停止し、汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。
等

【第7項】

14 「汚染土壌の処理を他人に委託してはならない」

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならないこととす

るものです。ここにいう、処理の再委託の禁止とは、汚染土壌を搬出する際に搬出する者と汚染土壌処理業者の間で交わされた委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいいます。

【第8項】

⑯ 「環境省令で定めるところ」

環境省令では、記録は、備えおいた日から起算して5年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること等を定めています（処理業省令6）。

⑰ 「環境省令で定める事項」

環境省令では、受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地、特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量、受け入れた年月日、処理が終了した年月日等を定めています（処理業省令7）。

⑱ 「利害関係を有する者」

要措置区域等外へ汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれます。